平成２２年（フ）第５９３号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目２番22号
債務者　前山　裕之
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1807番地１　町住48号
債務者　橘　　美香
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８０３号
広島市佐伯区八幡東３丁目10番５―304号
債務者　西尾紀久子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０３号
広島市安佐南区祇園１丁目３番14―205号
債務者　渡邉　英一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５３号
広島市安佐南区東野２丁目28番５―304号
債務者　名島　広行
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１号
愛媛県伊予市中村甲21番地　鹿島住宅63号
債務者　隅田　米子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３８号
愛媛県松山市枝松６丁目５番７号　西部アーバンビル305号
債務者　和田　信眞
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３４２号
愛媛県松山市中村５丁目11番８号　１Ｆ
債務者　眞鍋　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０号
愛媛県松山市古川西２丁目７番19号
債務者　三上　幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３５７号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地２棟33号
債務者　岡本　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4669番地
債務者　前田みき子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―107号
債務者　和賀　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第９２号
宮城県大崎市古川駅東４丁目１番５号
債務者　齋藤　美喜
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
宮城県石巻市桃生町永井字糠塚54番地１
債務者　菅野　栄治
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
秋田市手形山西町１番４―204号
債務者　石郷岡悦子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５号
秋田市将軍野南４丁目７番36号　サンハイツ加賀屋Ｉ　21号
債務者　藤原しのぶ
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６号
秋田市河辺岩見字八慶８番地
債務者　二木栄美子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７号
秋田市飯島字薬師田41番地12
債務者　深井　　伴
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部